

関東信越税理士会 熊谷支部1月例会次第

日時 平成30年1月15日(月)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------|
| (1) 12月 7日(木) | 支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 12月 7日(木) | 支部忘年会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 12月 8日(金) | 女性部会 | 於 | 懐石 亀山 |
| (4) 12月11日(月) | 熊谷法人会青年部との合同研修会 | 於 | ホテルシティフィールド |
| (5) 12月15日(金) | 熊谷支部ゴルフ会総会 | 於 | 安心院 |
| (6) 1月 9日(火) | 熊谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 1月 9日(火) | 深谷商工会議所新春賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (8) 1月 9日(火) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (9) 1月13日(土) | 埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 例会・署との協議会

日時 1月15日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 例会時研修会

日時 1月15日(月)午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官

(3) 熊谷地区税務指導四者協議会

日時 1月18日(木)午後4時00分～5時00分
場所 熊谷商工会議所2階

(4) 熊谷青色申告会新春懇談会

日時 1月25日(木)午後6時00分～
場所 マロウドイン熊谷 2階 鶴

(5) e-Tax 研修会

日時 1月25日(木)午後1時30分～4時00分
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(6) e-Tax 研修会

日時 2月1日(木)午後1時30分～4時00分
場所 埼玉工業大学23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(7) 正副支部長・署との協議会

日時 2月1日(木)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(8) 正副支部長・地域長会議

日時 2月1日(木)午後4時45分～
場所 支部事務局

(9) 埼玉県宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会

日時 2月6日(火)午後5時30分～
場所 埼玉グランドホテル深谷

(10) 熊谷さくらマラソン

日時 3月18日(日)
場所 熊谷市

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

伊藤寿子(平成29年12月19日登録 東部地区)

〒360-0037 熊谷市筑波1-195 エヌケイ税理士法人

TEL 048-524-7272 FAX 048-524-7273

増田亮吉(平成29年12月19日登録 東部地区)

〒360-0037 熊谷市筑波1-195 エヌケイ税理士法人

TEL 048-524-7272 FAX 048-524-7273

税理士法人変更届出

税理士法人東京さくら会計事務所 埼玉事務所

↓

税理士法人東京さくら会計事務所 熊谷事務所

高橋 鐵(平成29年12月12日 社員税理士より開業税理士に変更登録)

〒366-0601 深谷市上野台3069-4

TEL 048-571-0584

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月7日(火) 午前9時30分～ 署との協議会・例会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 2月7日(火)午後1時00分～5時00分

受付 午後12時30分より

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

単位 4単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成30年1月15日現在)

2月例会	2月 7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～
4月例会	4月 6日(金)	午前9時30分～
5月例会	5月 9日(水)	午前9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

税理士事務所における無料税務相談日程表 30年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		嶋田洋一	2月 5日	清水一宏	2月 1日
新井重道	2月 8日	清水 武	2日	柴崎 健	6日
岡本祐一	1日	清水茂昭	2日	曾根邦夫	13日
木島重雄	1日	鈴木 昇	13日	瀧山英太	2日
曾根和也	6日	高橋泰三	14日	染谷英美子	5日
納見 宏	9日	高橋勤二	14日	竹村宗一	14日
野本年信	13日	田代充雄	6日	富田秀昭	8日
西田政隆	14日	富井晴夫	5日	長谷部信行	2日
橋本直樹	15日	中村尚和	5日	長谷部好一	2日
本塚雄一郎	5日	能見孟俊	1日	福島泰彦	14日
渡辺 実	2日	橋本久夫	13日	堀野富士夫	5日
渡辺 保	2日	前山信一	2日	武藤伸悟	8日
渡辺雅江	2日	松本一良	8日		
		村田克也	5日		
		山崎浩成	15日	南部地区	
		陸名久好	9日	伊東修二	2月 6日
		渡邊慶二	15日	大久保秀彦	8日
		伊藤寿子	1日	大山 進	9日
		増田亮吉	1日	大山 亨	9日
				岡田 正	14日
東部地区				金井千尋	1日
天笠裕司	2月 2日			川田 茂	2日
飯島賢二	5日			木村和吉	15日
石井喜浩	5日	西部地区		林 法政	2日
石川利吉	6日	足立憲夫	2月 8日	林 正浩	2日
市原忠男	8日	石澤利一	9日	原 靖	1日
岩井恒夫	9日	江森 武	13日	蛭川俊也	9日
小野博行	13日	大谷廣安	1日	蛭川高鋭	9日
加藤一郎	1日	大谷宏一	1日	藤野佳子	5日
桃沢邦夫	8日	小野澤克則	9日	藤野廣治	5日
小島久幸	8日	柿沼和歌枝	2日	水野敦史	13日
櫻井則彦	13日	小島周二	5日	森 いづみ	8日
櫻澤 敦	14日	小林 勇	15日	森戸 裕	1日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
安原 猛	2月14日	峯岸克俊	2月 1日	土屋政信	2月14日
吉田福一	6日	森田正男	6日	角田房司	15日
		山川宏之	1日	寺山智久	1日
		油井豊仁	2日	富岡宏之	13日
		吉田嘉高	13日	中澤仁之	6日
		吉田貴之	13日	中野敦夫	15日
				中村文男	13日
				中村敏行	8日
北部地区				西尾裕之	14日
姉崎正一	2月 2日			根岸文男	15日
井田幸子	5日			灰野耕二	5日
大島孝夫	5日			萩原 篤	6日
金谷初雄	6日			濱野高志	1日
亀村昌雄	1日			福島 昭	8日
神田福男	8日			福島繁夫	8日
木本英男	2日	深谷地区		本田 章	2日
小林拓人	6日	相原信夫	2月 9日	横村メ彦	9日
櫻井富美子	13日	秋池正江	2日		
澤田勝利	15日	内田守一	5日		
鈴木雄一	1日	大久保匡志	2日		
須永栄子	1日	萩野正博	6日		
戸井田浩	14日	萩原利彦	8日		
戸井田利夫	9日	笠原行男	2日	大里地区	
長澤久雄	1日	金子良光	1日	新井政雄	2月 5日
中村武司	5日	神山隆夫	8日	兼子重雄	1日
萩原直幸	6日	木藤久丹江	9日	相馬広明	6日
橋本泰久	9日	黒須克仁	13日	中澤一雄	14日
藤井一雄	1日	小暮隆史	2日	橋本則彦	15日
堀越雄司	1日	小林幹夫	13日	小林喜一郎	2日
前嶋修身	5日	高岡 洋	6日	小林賢一郎	2日
前島義邦	2日	高橋 鐵	6日	南 絹代	13日
前島義徳	2日	武田 哲	5日	山本文子	8日
増田俊樹	6日	武田匡哉	5日	吉橋 徹	9日
三澤欣一	14日	武田 司	13日		

平成30年1月15日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 山崎浩成
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修

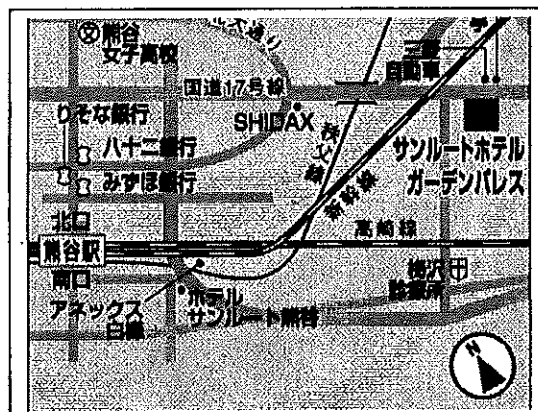
平成29年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。 敬具

記

日時 平成30年 2月 7日 (水) 午後13時00分～17時00分
受付 午後12時30分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「平成29年度確定申告研修」
講師 熊谷税務署各担当官
 所得税 消費税
 資産税 管理運営
対象 税理士会会員及び職員
費用 資料代 会員は無料
 職員は1,000円/1人
単位 4単位
バス 熊谷駅南口 12時30分発



★資料準備の為、1月24日(水)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成30年2月7日の確定申告研修会出席人数

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

番号法施行規則改正に係る情報提供について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、平成 29 年 12 月 8 日付「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」が公布され、平成 30 年 1 月 1 日から施行されます。

この改正により、平成 30 年 1 月以降、番号法に定められた本人確認措置のうち、番号確認書類の提示等を求めて行う「番号確認」について、一部の手続きに係る番号確認書類の提示又は写しの添付が省略可能とされます。

詳細につきましては別添のリーフレットをご確認ください。

また、別添のリーフレットは国税庁ホームページにも掲載されておりますので、各支部会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

国税庁ホームページの掲載場所

ホーム⇒ 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について⇒ 確定申告書へのマイナンバーの記載及び本人確認について

平成 29 年 12 月 11 日

総合企画部長 大西 勉

**国税庁新着情報（相続税申告状況・税務手続書類提出時期・贈与税申告書等様式）
及び平成30年度与党税制改正大綱について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の4点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「平成28年分の相続税申告状況について」

国税庁は、12月15日、平成28年中（平成28年1月1日から平成28年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況について、被相続人数等、課税価格、税額、相続財産の金額の構成比などを公開いたしました。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご覧ください。

● 国税庁「平成28年分の相続税申告状況について」

→ https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/sozoku_shinkoku/index.htm

2. 国税庁「税務手続に関する主な書類の提出時期の一覧」

国税庁は、12月14日、税目ごとの税務手続に関する主な書類の提出時期が、「発信主義」「到達主義」のどちらで取扱われるかについての一覧表を公開いたしました。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。また、当該一覧表掲載ページから各書類の詳細について確認できます。

● 国税庁「税務手続に関する主な書類の提出時期の一覧」

→ <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/teishutsujiki/periodList.htm>

3. 国税庁「贈与税の申告書等の様式一覧」

国税庁は、12月8日、平成29年分贈与税の申告書等の様式一覧について公開しました。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。また、当該ページから各様式についてPDF形式でのダウンロードが可能です。

● 国税庁「平成29年分贈与税の申告書等の様式一覧」

→ <https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2017/01.htm>

4. 自由民主党・公明党「平成30年度税制改正大綱」

自由民主党・公明党は、12月14日、給与所得控除の見直し、事業承継税制の拡充、国際観光旅客税（仮称）の創設等が盛り込まれた与党の平成30年度税制改正大綱を決定しました。

詳細については、下記のホームページをご確認ください。

● 自由民主党「平成30年度税制改正大綱」

→ https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf

平成29年12月19日

総合企画部長 大西 勉

国税庁国際関係新着資料（「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針及び具体的な取組状況・国外財産調書提出状況）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の2点の国税庁国際関係資料につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針及び具体的な取組状況について

国税庁は、12月19日、『平成28年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針（平成29年12月版）』（以下、「取組方針」）及び『平成28年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）』（以下、「取組状況」）を公表いたしました。

取組方針では、情報リソースの充実、調査マンパワーの充実、グローバルネットワークの強化について、取組の現況と今後の見通しについて取りまとめられています。

また、取組状況では国際的租税回避に対して、国外財産調書や租税条約等に基づく情報交換要請を活用した調査事例、外国子会社合算税制の適用を行った調査事例等について取りまとめられています。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

なお、参考として「国際戦略トータルプラン」本文の検索ページも記しました。

- 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針（平成29年12月版）

→ http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/strategy/pdf/action_policy_201712.pdf

- 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況（平成29年12月版）

→ http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/strategy/pdf/action_report_201712.pdf

参考:「国際戦略トータルプラン－国際課税の取組の現状と今後の方向－」(平成29年10月25日 国税庁)

→ https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kokusai_kazei/pdf/04.pdf

2. 平成28年分の国外財産調書の提出状況について

国税庁は、12月19日、国外財産調書の総提出件数、総財産額、財産の種類別総額等について取りまとめた『平成28年分の国外財産調書の提出状況について』を公表しました。

国外財産調書提出制度では、その年の12月31日においてその価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する居住者は、翌年3月15日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、税務署長に提出しなければならないとされています。

詳細については、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

- 平成28年分の国外財産調書の提出状況について

→ http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/kokugai_zaisantyosyo/kokugaizaisan_tyosyo28.pdf

平成29年12月21日

総合企画部長 大西 勉

日時 平成30年1月15日(月)

9時30分～

場所 杉木センター

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 番号法施行規則の改正について

(総務課)

過去に開業届出書などを提出し、番号法上の本人確認が行われている方で、下記

①、②の手続の内、還付申告及び準確定申告以外のもの。

① 青色申告者に係る所得税及び復興特別所得税の確定(修正)申告手続

② 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告及び確定(修正)申告手続

別添1「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」参照

平成 29 年 12 月 8 日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」が改正されました。

これにより、平成 30 年 1 月 1 日から一部の対象手続きに限り、番号確認書類の提示や郵送提出時の写しの添付が省略可能となりました。

今回の番号法規則改正の適用対象となる手続きは、過去に開業届出書などの提出の際、マイナンバーを提供し、番号法上の本人確認が行われている者で、税務署においてマイナンバーとともに継続的かつ複層的に管理している者が行う手続であり、特に成りすまし防止を図る必要がある還付申告以外の所得税の青色申告又は消費税申告が対象となっています。詳細につきましては、別添 1「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」を確認願います。

(2) 平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

(管理運営部門)

別添 2「平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」参照

平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合が、別添 2「平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」のとおり確定しましたので、ご連絡いたします。

なお、この割合は、平成 30 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

(3) プレプリント申告書送付対象者の見直しについて

(個人課税部門)

別添 3「プレプリント申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項」参照

プレプリント申告書送付対象者の見直しにつきましては、昨年来連絡をさせていただいているところです。

平成 29 年分の申告から先生方の関与がある納税者に対しましては、プレプリントの申告書が送付されません。プレプリント申告書は送付されないが、申告は必要である旨関与先納税者にお伝えいただくとともに、先生方におかれましては引続き e-Tax による代理送信で申告書等を提出していただきますようお願いいたします。

なお、所得税の予定納税額や消費税中間納付税額の入力に当たっては、納税者に通知等されている「予定納税額の通知書」「消費税の中間申告書(控)」から入力していただき、入力漏れのないようご注意願います。

また、通知書等紛失の場合には、振替納税利用者は預金通帳で確認していただきますよう、e-Tax をご利用の方はメッセージボックス内で確認を願います。e-Tax をご利用で無い方は、1 月中旬から 3 月までの間に先生方の電子署名を付与した開始届出書を代理送信により提出した納税者に対しても、メッセージボックス内で確認できますのでご活用願います。別添 3「プレプリント申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項」をご確認いただき、ご対応いただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(4) 自宅等からのICT申告の推奨について

(個人課税部門)

別添4「インターネットで申告ができます！」参照

本年も、熊谷税務署では確定申告期間中、申告相談会場が非常に混雑することから、納税者の方々の自宅等からのICTを活用した申告の推進に取り組んでおります。

昨年11月下旬から税務署幹部が源泉徴収義務者の方々に直接伺って、従業員の皆様に対し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、郵送等により税務署へ提出していただくよう協力依頼を行って参りました。

関与先の源泉徴収義務者の方々から従業員の皆様の確定申告の相談を受けた際には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書をご自宅で作成し、郵送等により税務署へ提出していただくようご指導願います。

(5) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax（代理送信）の推進について

平成29年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう青色申告会等と協議を重ね、国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用して申告書を作成することで一定の協力を得ることとなりました。先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた相談会場でも平成29年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した作成になるとのご理解をお願いします。

なお、従事される先生方におかれましては、派遣先青申会等とよく事前に打合せをしていただき、協議派遣における代理送信による申告が推進されるようご協力をお願いします。

ロ 無料申告相談の日程等について

実施期間：平成30年2月16日（金）から3月8日（木）

実施場所：キララ上柴「ハナミズキ」

平成29年分確定申告期の無料申告相談について、本年度も記載の日程等で実施予定となっております。熊谷支部から従事していただく先生方に関して連絡をいただいております。確定申告期間中のご多忙の中、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

なお、相談会場での運営要領につきましては担当役員の先生と協議を進めており、近日中に従事される先生方にお配りする予定であります。

(6) e-Tax研修会の実施について (個人課税部門)

日時：平成30年1月25日(木)午後1時30分から午後4時

平成30年2月1日(木)午後1時30分から午後4時

場所：埼玉工業大学

協議派遣による青色申告会等の申告相談会場・キララ上柴で実施される無料相談会場では、国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。

操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得て記載の日程でe-Tax研修会を開催しますので、先生方の事務所で使用しているソフトとは操作方法等異なるかと思われます。操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

(7) 確定申告書等の早期送信、早期提出について (個人課税部門)

別添5「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」参照

別添6「平成29年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」参照

確定申告書等につきましては、早期にe-Tax等で送信いただくようお願いいたします。

なお、e-Taxの添付書類等をご提出の際には、別添5「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」を添付書類等と一緒にご提出くださるようお願いいたします。

また、関与先企業等からの書面による一括提出に携わる場合には別添6「平成29年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」を申告書等と一緒にご提出くださるようお願いいたします。

名簿の様式につきましては、エクセルファイル等で作成いただいで構いませんので、同時提出にご協力をお願いいたします。

(8) 贈与税 e-Tax の積極的利用について (資産課税部門)

別添7「贈与税の申告もe-Taxで代理送信!!」参照

贈与税のe-Taxの利用につきましては、平成28年分の確定申告において大幅に拡大されるなど、税理士会の皆様のご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。引き続き、贈与税のe-Taxの積極的な利用について、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、別添7「贈与税の申告もe-Taxで代理送信!!」のリーフレットにも記載がありますとおり、平成29年1月から、添付書類のイメージデータによる提出が可能となりましたので、是非、ご利用ください。

- (9) 贈与税のお知らせはがきの送付について (資産課税部門)
別添 8 「平成 29 年分贈与税の申告のお知らせはがきの様式について」 参照

申告が必要と見込まれる者のうち一定の方に対しまして、別添 8 「贈与税のお知らせはがき」の送付を予定しております。関与先等から照会が合った場合には、ご対応をお願いします。

- (10) 上場株式等の譲渡所得の特例適用者に対する確定申告書等の控えの保管指導について (資産課税部門)

上場株式等の譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けようとする方が、翌年以降に連続して当該特例に係る確定申告をしなかったため、特例の適用ができなくなった事例が散見されております。

当該特例の適用を受けようとする納税者に対しまして、翌年以降の確定申告を失念することのないよう、また、翌年以降の確定申告において繰越控除額を正しく適用するために、申告書や明細書等の控えを確実に保管するようご指導をお願いいたします。

- (11) 地積規模の大きな宅地の評価について (資産課税部門)
別添 9 『(平成 30 年 1 月 1 日以降用) 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート』 参照

積規模の大きな宅地の評価の適用要件の一つである面積の項目について、広大地の評価との相違点を説明。

- (12) 「平成 30 年版源泉徴収のあらまし」の誤りについて (法人課税部門)
別添 10 「『平成 30 年版源泉徴収のあらまし』の訂正について」 参照

別添 10 「『平成 30 年版源泉徴収のあらまし』の訂正について」のとおり、45 頁の「(5) 寡婦(寡夫)控除 ハ(注) 1」の説明に誤りがありましたのでお知らせします。

添付書類

- 1 「番号法施行規則の改正についてのお知らせ」
- 2 「平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について」
- 3 「プレプリント申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項」
- 4 「インターネットで申告ができます！」
- 5 「平成 29 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 6 「平成 29 年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）名簿」
- 7 「贈与税の申告も e-Tax で代理送信！！」
- 8 「平成 29 年分贈与税の申告のお知らせはがきの様式について」
- 9 『（平成 30 年 1 月 1 日以降用）「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート』
- 10 「『平成 30 年版源泉徴収のあらまし』の訂正について」

5 県税事務所からの連絡事項

○個人事業税に関する照会文書について

別添「個人事業税に関する照会文書の送付について」参照

平成 29 年分所得について、個人事業税額の算定に必要がありますので、照会文書を発送します。御協力をお願いします。

不動産の賃貸状況については、貸付物件の種類、件数などを「平成 29 年分賃貸状況明細書」に御記入ください。

医業等については、非課税所得の認定に必要となりますので、「平成 29 年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」に御記入ください。

照会対象を限定するなどの見直しをしたことにより、照会文書発送件数は 693 件となり、前年と比べ 354 件減少しました。

発送は 2 月 1 日（木）、回答は 3 月 30 日（金）となります。

番号法施行規則の改正についてのお知らせ

改正の概要

平成29年12月8日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」の改正が行われました。

これにより、平成30年1月以降、一部の手続について番号確認書類の提示や郵送提出時の写しの添付が省略可能とされました。

対象手続

過去に開業届出書などを提出し、番号法上の本人確認が行われている方^(注1)の以下の対象手続で還付申告以外の手続^(注2)

- ① 青色申告者に係る所得税及び復興特別所得税の確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）
- ② 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告及び確定（修正）申告手続（相続人から提出を受ける場合を除きます。）

（注1）番号確認書類の提示等が省略可能となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- （1）開業届出書、消費税の課税事業者届出書又は課税事業者選択届出書の提出の際に、番号法上の本人確認が行われている方
- （2）平成28年1月1日より前に（1）の届出書を提出しており、同日以後、所得税及び復興特別所得税の確定申告書、消費税及び地方消費税の中間申告書又は確定申告書の提出の際に番号法上の本人確認が行われている方

（注2）今般の番号法規則改正の対象手続から除かれる還付申告とは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書B」において「㊸ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額」欄が赤字であるもの及び「消費税及び地方消費税の確定申告書」において「㊹控除不足還付税額」欄に記載があるものをいいます。

なお、所得税及び復興特別所得税の予定納税額があることによる還付申告及び消費税及び地方消費税の中間納付税額があることによる還付申告は対象手続に該当します。

I 本人が①又は②の手続を行う場合

	番号確認書類	身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要
平成30年1月以降	省略可能	要

II 代理人が①又は②の手続を代理で行う場合

	代理権確認書類	納税者本人の番号確認書類	代理人の身元確認書類
平成29年12月末まで	要	要	要
平成30年1月以降	要	省略可能	要



ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です！詳しくは二面をご覧ください。

また、国税に関する社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

（ホームページ）※掲載URLは平成29年12月現在のものです。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

国税庁 マイナンバー

検索

マイナンバー制度の本人確認も、 e-Taxが便利です！

1 本人が申告される場合

本人確認書類 提出方法	書面提出	e-Tax
番号確認書類の 提示又は写しの添付	必要 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。
身元確認書類の 提示又は写しの添付	必要	必要なし マイナンバーカードに組み 込まれた電子証明書により、 身元確認を行います。

2 税理士の方が代理で申告される場合

本人確認等書類 提出方法	書面提出	e-Tax
税務代理権限 証書の添付	必要	必要 税務代理権限証書データの 送信等
税理士証票の 写しの添付	必要 ※	必要なし 税理士の電子証明書により 行います。
関与先の番号 確認書類の添付	必要 一定の場合、省略可能です。 詳細は一面をご覧ください。	必要なし 国税当局においてシステム にて確認します。

※ 郵送や税理士事務所の従業員が税務署窓口で提出する場合は、写しの添付が必要です。
また、税理士が窓口で提出する場合も、混雑緩和等の観点から、写しの添付をお願いします。

平成 30 年中に適用される延滞税、利子税及び還付加算金の割合について

1 延滞税

区分	平成 30 年 1 月 1 日～
年 7. 3 % 部分	年 2. 6 %
年 1 4. 6 % 部分	年 8. 9 %

(注) 納税の猶予等又は充足差押え等がされた国税に係る延滞税のうち、その軽減対象期間に対応する部分の免除金額を算出するときは、年 1. 6 % (特例基準割合) により、要徴収額の算出を行う。

2 利子税

区分	平成 30 年 1 月 1 日～	
利子税 (以下を除く)	年 1. 6 %	
相続税・贈与税の延納利子税	別紙のとおり	
相続税・贈与税の 納税猶予に係る 利子税 (注)	年 6. 6 % 部分	年 1. 4 %
	年 3. 6 % 部分	年 0. 7 %

(注) 農地等の納税猶予、非上場株式の納税猶予、山林の納税猶予及び医療法人の持ち分についての納税猶予に係る利子税をいう。

3 還付加算金

区分	平成 30 年 1 月 1 日～
還付加算金	年 1. 6 %

平成30年中に開始する分納期間に適用される延納利子税の特例割合

区 分		延納期間 (最高)	延納利子税割合 (年割合)	特例割合	
相 続 税	不動産等の割合が75%以上の 場合	①動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		②不動産等に係る延納相続税額 (③を除く)	20年	3.6%	0.7%
		③森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%以上 75%未満の場合	④動産等に係る延納相続税額	10年	5.4%	1.1%
		⑤不動産等に係る延納相続税額 (⑥を除く)	15年	3.6%	0.7%
		⑥森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	20年	1.2%	0.2%
	不動産等の割合が50%未満 の場合	⑦一般の延納相続税額 (⑧、⑨及び⑩を除く)	5年	6.0%	1.3%
		⑧立木の割合が30%を超える場合の立 木に係る延納相続税額 (⑩を除く)	5年	4.8%	1.0%
		⑨特別緑地保全地区等内の土地に係る 延納相続税額	5年	4.2%	0.9%
		⑩森林計画立木の割合が20%以上の場合 の森林計画立木に係る延納相続税額	5年	1.2%	0.2%
贈 与 税	延納贈与税	5年	6.6%	1.4%	

延滞税等特例割合表

特例割合
適用開始

運付加算金、延滞税および利子税の割合	原則的な割合	判定基準日															
		H11.11.30	H12.11.30	H13.11.30	～	H17.11.30	H18.11.30	H19.11.30	H20.11.30	H21.11.30	H22.11.30	H23.11.30	H24.11.30	H25.12.12	H26.12.12	H28.12.12	H29.12.12
還付加算金	7.3	0.5	0.5	0.1	～	0.1	0.4	0.75	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	0.8	0.7	0.6
		H12.11.30 以降一年間	H13.11.30 以降一年間	H14.11.30 以降一年間	H18.11.30 以降一年間	H19.11.30 以降一年間	H20.11.30 以降一年間	H21.11.30 以降一年間	H22.11.30 以降一年間	H23.11.30 以降一年間	H24.11.30 以降一年間	H25.11.30 以降一年間	H26.11.30 以降一年間	H27.11.30 以降一年間	H28.11.30 以降一年間	H29.11.30 以降一年間	H30.11.30 以降一年間
利子税 ※②	7.3	4.5	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	1.9	1.8	1.7	1.6
延滞税	14.6	4.5	4.5	4.1	～	4.1	4.4	4.7	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	2.9	2.8	2.7	2.6
		H11.12.31 以前	H12.11.30 以降一年間	H13.11.30 以降一年間	H14.11.30 以降一年間	H18.11.30 以降一年間	H19.11.30 以降一年間	H20.11.30 以降一年間	H21.11.30 以降一年間	H22.11.30 以降一年間	H23.11.30 以降一年間	H24.11.30 以降一年間	H25.11.30 以降一年間	H26.11.30 以降一年間	H27.11.30 以降一年間	H28.11.30 以降一年間	H29.11.30 以降一年間

※① 基準割引率等について
平成12年～平成25年は日本銀行が定める基準割引率、平成26年以降は財務大臣が告示する割合となる。

※② 利子税について
相続税・贈与税の延滞利子税、相続税・贈与税の納税猶予に係る利子税は、延滞利子税等特例割合表による。

プレプリント申告書の送付対象者見直しに関する周知依頼事項

1 プレプリント申告書の送付対象者の見直し

平成29年分申告から、前年分の申告を税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、プレプリント申告書を送付されません。

【見直し内容】

	29年分	28年分	27年分
試行局（高松局・福岡局）	なし（納付書は送付）	なし（納付書は送付）	プレプリント申告書
試行局以外	なし（納付書は送付）	プレプリント申告書	プレプリント申告書

（参考） 前年分において、税理士の無料相談を利用した納税者に対しては、プレプリント申告書に代えて、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」を送付

2 「申告のお知らせ」の活用

プレプリント申告書が送付されなため、確定申告に必要な情報（予定納税額や中間納付税額など）を確認する必要がある場合、e-Taxのメッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」をご活用ください。

なお、確定申告期間中であっても、e-Taxの開始届出書を代理送信することにより、「申告のお知らせ」をオンラインで参照できる機能を追加しました（平成29年1月サービス開始）。

従来（年次処理のみ）

1月第1週目までに、「開始届出書」を提出した者に対し、1月下旬に「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納



見直し（回次処理を追加）

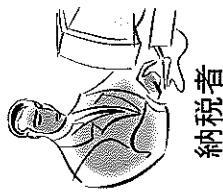
従来の年次処理に加え、1月中旬から3月までの間に、税理士の電子証明書を付与した「開始届出書」を代理送信（e-Taxソフト等）により提出した者に対しては、日次処理で「申告のお知らせ」を納税者のメッセージボックスへ格納

（処理概要については次ページ参照）

※ 新規の関与依頼を受けた場合でも、申告に必要な情報をオンラインで参照可能

〔参考〕 日次処理の概要（平成29年1月サービス開始）

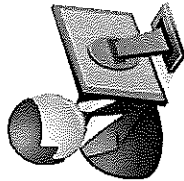
事前登録したメールアドレス（納税者及び税理士等）へ「申告のお知らせ」を格納した旨のメールを送信



- ③ 納税者のメッセージボックスに「申告のお知らせ」を格納
(注) 開始届出書送信後、概ね、3日～1週間程度で参照可能

① 開始届出書の提出を依頼

② e-Taxソフト等を利用して、税理士の電子証明書を付与した開始届出書を代理送信



電子申告・納税情報付（受取等）届出書

項目	内容
納税者番号	
税理士番号	
申告種別	
申告期間	
申告内容	
電子証明書	
電子署名	

〒100-8501 東京都千代田区千代田1-1-1 国税庁
TEL: 03-3508-1111 FAX: 03-3508-1112

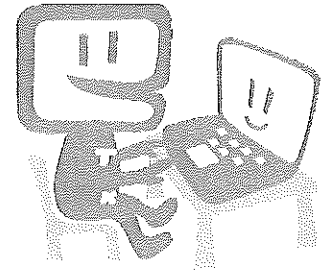
国税庁

開始届出書の処理

税務署

※ 受付システムで税理士の電子証明書が付与された開始届出書かどうかを判定

インターネットで 申告ができます！



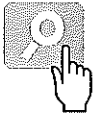
STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご参照ください)

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等
ご使用の方はこちら
をご利用ください。

利用率

利用者の感想

2人に1人が利用 94%の方が役立つ
と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

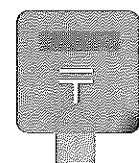
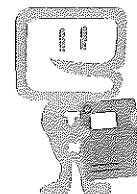
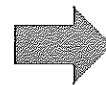
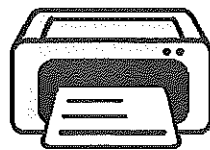
※タブレット端末等からはご利用になれません。

e-Taxで送信するためには、事前に
次のものを準備する必要があります。

- ・ マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ ICカードリーダライタ

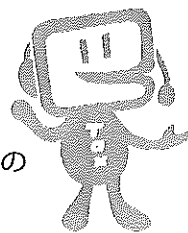
印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

お問合せ先のご案内



内容によって、お問合せ先が異なります。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようにおかけください。

事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください(通常通話料金となります。)

申告書の作成などにあたってご不明な点に関するお問合せ

最寄りの税務署

☎ 電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

マイナンバーに関するお知らせ

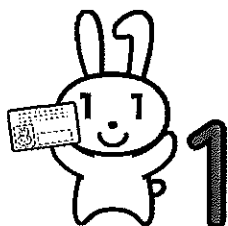
申告手続きなどには

マイナンバーの記載

と

本人確認書類の提示 又は 写しの添付

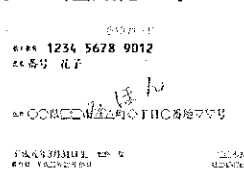
が必要です。



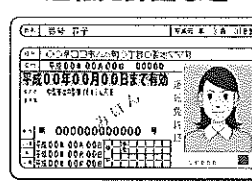
例1 マイナンバーカード



例2 通知カード



+ 運転免許証など



※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

税務署長 殿

住所	
提出税理士 氏名 (名称)	
提出税理士 電話番号	

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提出書類													
			所得税申告書	青色申告決算書	支 取 内訳書	譲渡所得関係書類	贈与税申告書	消費税申告書	税理士法第30条の書面	税理士法第33条の2の書面	預貯金口座振替依頼書	e-tax 系付書類 所得税 贈与税	その他			

(注) 1 確定申告書等の提出書類とともに2部(提出用及び控用)作成し提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

税務署長

平成29年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類												
			所得稅 申告書	青 色 申 告 決 算 書	収 支 内 訳 書	譲 渡 所 得 関 係 書 類	贈 与 稅 申 告 書	消 費 稅 申 告 書	稅 理 上 法 第 30 条 の 書 面	稅 理 上 法 第 33 条 の 2 の 書 面	預 貯 金 口 座 振 替 依 頼 書	e-Tax 添 付 書 類 所 得 稅 贈 与 稅	其 他		
5															
10															
15															
20															

- (注) 1 当名簿は、2部（提出用及び控用）作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所には○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

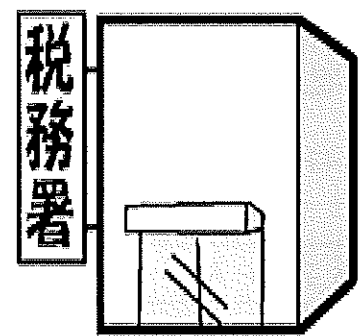
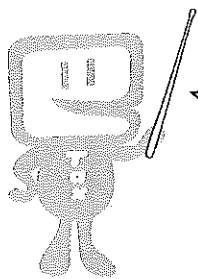
贈与税の申告も

e-Tax^{インターネット}で代理送信!!

贈与税の申告につきましても、e-Taxの利用が可能となっています。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、平成29年1月から、添付書類のイメージデータによる提出が可能となりましたので、是非ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL 0570-01-5901^{e-タキイ})

へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q & A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）

STEP 1 初期登録等

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

- 1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- 2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- 3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、住民票や登記事項証明書等の必要書類をイメージデータ（PDF形式）で提出できます。

なお、従来どおり、添付書類を書面で提出する場合には、「平成29年分の贈与税の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

平成29年分贈与税の申告のお知らせはがきの様式について

【平成29年分贈与税の申告のお知らせはがき（表面）】

料金後納郵便
e-taxでも書面でも
検索コーナーで検索！

重要

100-0013
千代田区籠ヶ関
3丁目1-1

国税 太郎 様
00000001

Intelli-Mail 01101000001

※ 重要なお知らせです。必ずご本人がご開封ください。

(送付先)100-0013
千代田区九段南
1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
麹町税務署
電話
03-3221-6011

申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で！

作成コーナー
検索

Click!

0 0000000001

贈与税の申告についてのご案内
税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。
さて、個人から財産をもらったときは、贈与税の申告と納税が必要となる場合がありますので、申告と納税が必要なお方につきましては、申告期間内に手続をお願いします。

● 不動産取得税や登録免許税の納付を怠らないうえ、贈与税の申告と納税が必要です。
● 既に申告されている場合には、このお知らせの手続きは不要です。

平成29年分の贈与税の申告期間は
平成30年2月1日（木）～平成30年3月15日（木）です。
なお、納期限は平成30年3月15日（木）です。

◇ **贈与税の申告について**
1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額又は受けた利益の価額の合計額が110万円を超える場合は、贈与税の申告と納税が必要です。
なお、相続時精算課税を選択する場合は既に選択している場合には、贈与を受けた財産の価額又は利益の価額にかかわらず贈与税の申告が必要です。

◇ **暦年課税の場合において直系尊属（父母や祖父など）から贈与により財産を取得した方へ**
直系尊属（父母や祖父など）から贈与を受けた財産がある場合は、戸籍の謄本などの提出が必要となります。
詳しくは裏面の【お知らせ】をご覧ください。

◇ **相続時精算課税を選択する方へ**
特定の贈与者からの贈与により財産を取得した方で、一定の要件を満たす場合には、暦年課税に代えて相続時精算課税を選択し、申告することができます。
なお、相続時精算課税の特別控除額は2,500万円（前年までに相続時精算課税を適用している場合には、2,500万円から既に控除した額を差し引いた金額）となります。
また、相続時精算課税を選択する場合には、「贈与税の申告書」及び「添付書類」とともに提出する必要があります。

税務署整理番号 01101 000001

◇ 「贈与税の配偶者控除の特例」の適用を受けける方へ
婚姻期間20年以上の未婚で居住用不動産の贈与（居住用不動産の取得のための金銭の贈与も含みます。）があつた場合で、一定の要件を満たすときは、110万円の基礎控除のほかに、最高2,000万円までの配偶者控除の特例の適用が受けられます。
◇ 申告の際に必要な書類等は、国税庁ホームページでご確認をお願いします。[www.nta.go.jp]

税務署からのお知らせ

署独自情報欄

29年分として各署から提出されたものが掲載されます。

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。

【平成29年分贈与税の申告のお知らせはがき（裏面）】

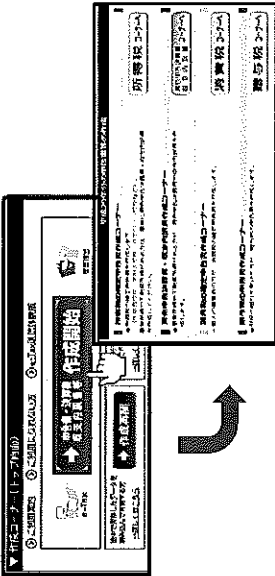
※ 開封する前に宛名の確認をお願いします。

申告書の作成は、国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※ 乗換の画面と異なる場合があります。

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 申告の内容に順じたコーナーを選択

税務署に申告書を提出する前、

「マイナンバー」の記載が必要です！

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成28年分以降の申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、税務署で本人確認（番号確認と身元確認）を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

詳しくは国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」についてをご覧ください。

[www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm]

※ 掲載URLは平成29年11月現在のものです。

▶ 右側を覗いてください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することでより税額などが自動計算され、贈与税の申告書などが作成できます。

① 「作成コーナー」へアクセス
ご自宅のパソコンから、「作成コーナー」で検索。
国税庁ホームページ
[www.nta.go.jp]

② 申告書を作成
画面の案内に従って金額などを入力し、申告書を作成。
作成コーナー

③ 申告書を提出
▶ e-Taxの場合
事前準備が必要です。
詳しくはe-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)
をご覧ください。
▶ 書面提出の場合
印刷して郵送などで提出。

検索
作成コーナー

お問合わせの案内

◆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)
事前準備、送信方法、エラー解消など
作成コーナーの使い方に関するお問合せ
>月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等を除きます。)

◆ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
マイナンバーカードをご利用になる場合の
ICカードリーダーの設置などに関するお問合せ
>月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30
上記の電話番号がご利用できない場合は、050-3818-1250
をご利用ください (通常の通話料金となります。)

◆ 最寄りの税務署
申告書の作成などに当たって
ご不明な点に関するお問合せ
お電話いただけますと、自動音声によりご案内しておりますので、
相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

お知らせ

◆ 暦年課税の場合において直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した方へ

暦年課税の場合において、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた方（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の方に限ります。）は、その財産について「特別税率」を適用して計算します。「特別税率」の適用を受ける場合で、贈与を受けた財産の面額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（基礎控除後の課税価格）が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた方の戸籍の謄本又は抄本その他の書類とその方の氏名、生年月日及びその方がその贈与の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特別税率」の適用を受けるためにその書類を提出している場合には、その書類を兼ねて提出する必要はありません。

※ 配偶者控除額の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

マイナンバーカードでe-Tax が利用できます！

「確定申告書等作成コーナー」で作成した贈与税の申告書などは、ご自宅のパソコンからマイナンバーカード及びICカードリーダーを利用し、e-Taxにより送信することができます。
※ 本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

〔平成30年1月1日以降用〕「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート（1面）

（はじめにお読みください。）

- このチェックシートは、財産評価基本通達20-2に定める「地積規模の大きな宅地」に該当するかを確認する際にご使用ください（宅地等の評価額を計算するに当たっては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」をご使用ください。）。
- 評価の対象となる宅地等が、**路線価地域にある場合はA表を、倍率地域にある場合はA表及びB表**をご使用ください。
- 「**確認結果**」欄の全てが「**はい**」の場合にのみ、「地積規模の大きな宅地の評価」を適用して評価することになります。
- 「地積規模の大きな宅地の評価」を適用して申告する場合、このチェックシートを「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」に添付してご提出ください。

宅地等の所在地番		地積	m ²
所有者	住所 (所在地)	評価方式	路線価・倍率 (A表で判定) (A表及びB表で判定)
	氏名 (法人名)		
被相続人	氏名	相続開始日 又は受贈日	

【A表】

項目	確認内容（適用要件）	確認結果
面積	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等（※2）は、次に掲げる面積を有していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 三大都市圏（注1）に所在する宅地については、500m²以上 ② 上記以外の地域に所在する宅地については、1,000m²以上 	はい いいえ
地区区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等は、路線価図上、次に掲げる地区のいずれかに所在しますか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 普通住宅地区 ② 普通商業・併用住宅地区 * 評価の対象となる宅地等が倍率地域にある場合、普通住宅地区内に所在するものとしますので、確認結果は「はい」を選択してください。 	はい いいえ
都市計画 （※1）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等は、市街化調整区域（注2）以外の地域に所在しますか。 * 評価の対象となる宅地等が都市計画法第34条第10号又は第11号の規定に基づき宅地分譲に係る開発行為（注3）ができる区域にある場合、確認結果は「はい」を選択してください。 	はい いいえ
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等は、都市計画の用途地域（注4）が「工業専用地域」（注5）に指定されている地域以外の地域に所在しますか。 * 評価の対象となる宅地等が用途地域の定められていない地域にある場合、「工業専用地域」に指定されている地域以外の地域に所在するものとなりますので、確認結果は「はい」を選択してください。 	はい いいえ
容積率 （※1）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等は、次に掲げる容積率（注6）の地域に所在しますか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 東京都の特別区（注7）に所在する宅地については、300%未満 ② 上記以外の地域に所在する宅地については、400%未満 	はい いいえ

【B表】

項目	確認内容（適用要件）	確認結果
大規模工場用地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の対象となる宅地等は、「大規模工場用地」（注8）に該当しない土地ですか。 * 該当しない場合は「はい」を、該当する場合は「いいえ」を選択してください。 	はい いいえ

- ※1 都市計画の用途地域や容積率等については、評価の対象となる宅地等の所在する市（区）町村のホームページ又は窓口でご確認ください。
- 2 市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林及び市街地原野についても、それらが宅地であるとした場合に上記の確認内容（適用要件）を満たせば、「地積規模の大きな宅地の評価」の適用があります（宅地への転用が見込めないと認められるものを除きます。）。
- 3 注書については、2面を参照してください。

(平成30年1月1日以降用) 「地積規模の大きな宅地の評価」の適用要件チェックシート(2面)

(注) 1 三大都市圏とは、次に掲げる区域等をいいます(具体的な市町村は下記の(表)をご参照ください。)

- ① 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
 - ② 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
 - ③ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域
- 2 市街化調整区域とは、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいいます。
 - 3 開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいいます。
 - 4 用途地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいいます。
 - 5 工業専用地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいいます。
 - 6 容積率は、建築基準法第52条第1項の規定に基づく容積率(指定容積率)により判断します。
 - 7 東京都の特別区とは、地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいいます。
 - 8 大規模工場用地とは、一団の工場用地の地積が5万㎡以上のものをいいます。

(表) 三大都市圏(平成28年4月1日現在)

圏名	都府県名	都市名		
首都圏	東京都	全域	特別区、武蔵野市、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町	
		一部	熊谷市、飯能市	
	埼玉県	全域	さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町	
		一部	熊谷市、飯能市	
	千葉県	全域	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	
		一部	木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
	神奈川県	全域	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町	
		一部	相模原市	
	茨城県	全域	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町	
		一部	常総市	
近畿圏	京都府	全域	亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、精華町	
		一部	京都市、宇治市、城陽市、長岡京市、南丹市、大山崎町	
	大阪府	全域	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、富田林市、寝屋川市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町、田尻町	
		一部	岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	
	兵庫県	全域	尼崎市、伊丹市	
		一部	神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	
	奈良県	全域	大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町	
		一部	奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、吉野町、下市町	
	中部圏	愛知県	全域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、飛島村
			一部	岡崎市、豊田市
三重県		全域	四日市市、桑名市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	
		一部	いなべ市	

(注) 「一部」の欄に表示されている市町村は、その行政区域の一部が区域指定されているものです。評価対象となる宅地等が指定された区域内に所在するか否かは、当該宅地等の所在する市町村又は府県の窓口でご確認ください。

「平成30年版 源泉徴収のあらまし」の訂正について

45頁に記載している(注)1に誤りがありますので訂正いたします。ご利用に当たってはご注意ください。

(注) 下線部は、訂正箇所を示します。

正	誤
<p>(45頁)</p> <p>ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(所法2①三十一、所令11の2)。</p> <p>(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人</p> <p>(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人</p> <p>(ハ) 妻の生死が明らかでない人</p> <p>(注)1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>同一生計配偶者</u>や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含まれません。</p>	<p>(45頁)</p> <p>ハ ここにいう寡夫とは、次のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます(所法2①三十一、所令11の2)。</p> <p>(イ) 妻と死別した後、婚姻していない人</p> <p>(ロ) 妻と離婚した後、婚姻していない人</p> <p>(ハ) 妻の生死が明らかでない人</p> <p>(注)1 ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の<u>控除対象配偶者</u>や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が38万円を超える人は、含まれません。</p>

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 平成29年分不動産の賃貸状況について

不動産貸付収入のある方に対しては、個人事業税額を計算するうえで、貸付物件の種類及び件数を把握する必要があります。そのため、「平成29年分賃貸状況明細書」をご提出いただくための照会文書を送付します。

発送件数 401件（前年比▲322件）

※様式については裏面をご覧ください。

2 平成29年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等について

医師、歯科医師、柔道整復師等の個人事業税の算出にあたっては、社会保険診療から生ずる非課税所得の金額や社会保険診療に従事した専従者の控除額の計算が必要となります。そのため、「平成29年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」をご提出いただくための照会文書を送付します。

発送件数 292件（前年比▲32件）

※様式については裏面をご覧ください。

3 照会の根拠規定

地方税法第72条の5第4項及び埼玉県税条例第31条の10第3項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送日 平成30年2月 1日（木）

(2) 回答期限 平成30年3月30日（金）

5 お問い合わせ先

埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当（個人事業税担当）

048-523-0475

照会文書様式

(1) 平成 29 年分賃貸状況明細書

○ 平成 年分不動産の賃貸状況明細書（貸付面積も必ずご記入ください。）

種別	賃付不動産の種類	賃付不動産の所在地	賃付不動産の名称 (アパート・駐車場等の名称)	賃付可能数 (件・席・台)	賃付数 (件・席・台)	賃付面積 (区画・土地・駐車場)	収入金額	特記事項
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
その他	<input type="checkbox"/> 地下補償 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 携帯アンテナ <input type="checkbox"/> その他					m ²		
収入金額合計 (確定申告書の不動産収入金額合計と一致することに留意してください。)							円	
所得税で青色申告をしましたか	1: はい (不動産所得からの青色申告特別控除額 10万・65万・円)			2: いいえ				
貸付に関して変更がありましたか	1: あった (変更内容:)			2: なかった				
本書を関与税理士が作成した場合にご記入ください。				本書の記載内容に関するお問い合わせ先にチェックを入れてください。				
関与税理士	電話番号	<input type="checkbox"/> ご本人			<input type="checkbox"/> 関与税理士			

(2) 平成 29 年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書

(宛先) 埼玉県 県税事務所 平成 年 月 日

住所(居所)

(フリガナ)

氏名 電話番号

病院または診療所 所在地 電話番号

名称

関与税理士 電話番号

○ 平成 年分 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収入金額	社会保険診療分	円
	社会保険診療分以外の診療分(自由診療分)	円
	雑収入(医療等に付随して生じた診療分以外の収入)	円
	合計(確定申告における医療の収入金額合計と一致することに留意してください。)	円

所得金額 (青色申告者の方は青色申告特別控除額の控除後の所得金額)	円
専従者給与(控除)額	円
事業用資産の譲渡損失など (種目:)	円

所得税で青色申告をしましたか	1: はい (医療等の所得からの青色申告特別控除額 10万円・65万円・円)			2: いいえ	
年の途中で開業または廃業をしましたか	1: はい (開業または廃業年月日 平成 年 月 日)			2: いいえ	

医療または歯科医療を営む方は、記入してください。

所得税の確定申告で租税特別措置法第26条の規定 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) を選択しましたか。	1: した	2: しな
------------------------------------------------------	-------	-------

※ 税務署に「青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》」又は「収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》」をご提出いただいた場合は、回答不要です。